平成２２年（フ）第１４８４号
神戸市灘区楠丘町６丁目４番４―204号
破産者　桑津　勝規
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０号
神戸市須磨区南落合２丁目２番502―301号
破産者　稲岡　俊二
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５３号
神戸市中央区再度筋町５番21号　山手マンション１Ｂ、従前の住所神戸市中央区再度筋町16番１―105号
破産者　鳥源砂田商店こと　砂田　昌宏
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９号
兵庫県高砂市伊保崎４丁目11番14号
破産者　垣迫　雅一
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１９５号
兵庫県姫路市南条１丁目98番地ドミール南条101、従前の住所兵庫県姫路市四郷町東阿保1300番地23
破産者　間人　収三
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５号
奈良県吉野郡下北山村大字上池原551番地、居所大阪府大阪市港区築港３―４―35
破産者　中　　克志
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１３６９号
広島市佐伯区坪井２丁目1103番地５
破産者　菊川　辰之
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８６号
北九州市小倉北区下富野５丁目11番４号コーポ山本101
破産者　北村興業こと　北村　禎治
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３５号
長崎県諫早市高来町山道407番地２　コーポ村山Ａ103号
破産者　中田　英敏
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第７７９号
熊本市南区出仲間５丁目３―22―202号
破産者　内布　久子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３号
岩手県花巻市石鳥谷町大瀬川第12地割2120番地１
破産者　菅原　豊和
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第３６号
新潟県柏崎市藤元町13番20―207号　グリーンヒルズＧ棟、前住所新潟県柏崎市大字北条2523番地
破産者　栗原　　實
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
金沢市伏見台３丁目８番19号、住民票上の住所金沢市窪６丁目284番地
破産者　杉本　俊美
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９９号
石川県野々市市住吉町３―20、開始決定時の住所石川県白山市青葉台２丁目138番地
破産者　下田　　潮
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２９号
石川県白山市新田町38番地１　カーサーマーサーＣ201号室
破産者　近江　朱希
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３１号
静岡県沼津市市場町12番１号　プレステージ御成橋702、破産手続開始時の住所静岡県沼津市常盤町３丁目11番地の７
破産者　渡邉　京子
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
静岡県沼津市新宿町８番地の７　リエス沼津新宿町701号
破産者　田崎　守啓
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５２８号
静岡県三島市・西旭ケ丘町・4043番地の15
破産者　鈴木　好文
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係